

令和7年（フ）第720号

栃木県宇都宮市西川田本町2丁目8番4号
コーポ千代103、開始決定時の住所栃木県宇
都宮市西川田町940番地28

破産者 金子 敏子

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第780号

栃木県宇都宮市野沢町310、商業登記簿上の
本店所在地栃木県鹿沼市栄町一丁目18番地1
破産者 ダイバパレル工業有限会社

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第781号

栃木県鹿沼市栄町1丁目18番地1
破産者 岩崎 昭二

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第310号

栃木県鹿沼市仁神堂町533番地48 ビターハ
イツ201、前住所栃木県足利市福居町137番地
破産者 田部井雄基

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第339号

栃木県宇都宮市下岡本町4553番地4 メイ
ファイブB203
破産者 上田 優希

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第386号

栃木県鹿沼市樺山町728番地2
破産者 徳原 淳太

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第432号

栃木県宇都宮市駒生町1124番地4 フレンド
ハイムC102、前住所栃木県宇都宮市駒生町
2856番地8

- 破産者 高橋建設こと 高橋 定行
- 1 決定年月日 令和8年9月18日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第217号

埼玉県草加市稲荷四丁目33番30号
破産者 i i i 合同会社

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第272号

埼玉県草加市長栄二丁目30番地8
破産者 株式会社V i a

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第58号

千葉県市川市平田3丁目16番12—303号（ハ
イデンス市川）
破産者 鎌田 光洋

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第268号

千葉県市原市辰巳台東4丁目15番地 辰巳東
ハイツI棟22号室
破産者 坪井秋太朗

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第505号

千葉市花見川区横戸町1557番地50 サンビ
レッジ平岡A棟203号
破産者 石黒 舞子

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第546号

千葉県船橋市前原西3丁目10番21号 エ
ヴァーグリーン205号
破産者 若竹 麻美

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第746号

千葉県市川市原木1丁目18番9号
破産者 鈴木 文太

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第756号

千葉県習志野市実籾1丁目29番32号
破産者 深山 仲如こと WANG CHUN
G J U 王 仲如（ワンチュンジュ）

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第848号

東京都江東区森下3丁目4番3号
破産者 有限会社めいと

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第849号

千葉県八千代市大和田935番地93
破産者 高田 篤雄

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第146号

千葉県佐倉市錦木町106番地1 R e L i e
n 204、前住所静岡市駿河区新川1丁目19番
4—102号
破産者 工藤 隆

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（フ）第2044号

東京都江東区東砂8丁目12—3—401
破産者 渋谷 富子

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第2427号

東京都中央区日本橋人形町3丁目6番8号
破産者 株式会社東光マテリアル

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第8124号

東京都あきる野市伊奈1053番地11
破産者 A 3 C r e a t e 合同会社

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部